

様

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



作成日 2026年 2月 9日

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄:加入予定年月	2026	年	2	月
B欄:お客様の誕生日	1976	年	2	月
C欄:毎月の掛金拠出額	20,000			
D欄:お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄:受給開始希望年齢(注1)	65	歳
-----------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	50歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2041年1月
③拠出月数	180 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	3,600,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829	円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	85,320	円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	88,149	円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0	円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	88,149	円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	3,511,851	円
---------------	-----------	---

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考:負担手数料合計額(⑨)との比較)

◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (⑩欄×⑪×左記税率)
195万円未満	15 %	540,000 円
195万円以上 330万円未満	20 %	720,000 円
330万円以上 695万円未満	30 %	1,080,000 円
695万円以上 900万円未満	33 %	1,188,000 円
900万円以上 1,800万円未満	43 %	1,548,000 円
1,800万円以上 4,000万円未満	50 %	1,800,000 円
4,000万円以上	55 %	1,980,000 円

(注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。

(注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)

その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。

(注3)⑧欄の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。

受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。

(注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。

また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、

「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性がある場合がございます。

<試算シート利用上の注意点>

- *1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用元本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。)また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- *2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金保険任意加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

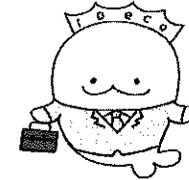
- *3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- *4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- *5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果を得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- *6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等の際には、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



様

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



作成日 2026年 2月 9日

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄: 加入予定年月	2026	年	2	月
B欄: お客様の誕生年月	1976	年	2	月
C欄: 毎月の掛金拠出額	10,000			
D欄: お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄: 受給開始希望年齢(注1)	65	歳
------------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	50歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2041年1月
③拠出月数	180 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	1,800,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829	円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	85,320	円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	88,149	円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0	円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	88,149	円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	1,711,851	円
---------------	-----------	---

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考: 負担手数料合計額(⑨)との比較)

◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (G欄×③×左記税率)
195万円未満	15 %	270,000 円
195万円以上 330万円未満	20 %	360,000 円
330万円以上 695万円未満	30 %	540,000 円
695万円以上 900万円未満	33 %	594,000 円
900万円以上 1,800万円未満	43 %	774,000 円
1,800万円以上 4,000万円未満	50 %	900,000 円
4,000万円以上	55 %	990,000 円

(注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。

(注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)

その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。

(注3)⑧欄の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。

受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。

(注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。

また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性がありますのでご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

* 1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用元本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。) また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。

* 2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高額任加入者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

* 3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。

* 4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)

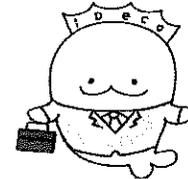
* 5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減った等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。

* 6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



作成日 2026年 2月 9日

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



様

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄:加入予定年月	2026	年	2	月
B欄:お客様の誕生日	1986	年	2	月
C欄:毎月の掛金拠出額	20,000			
D欄:お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄:受給開始希望年齢(注1)	65	歳
-----------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	40歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2051年1月
③拠出月数	300 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	6,000,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829 円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	142,200 円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	145,029 円
⑧運用指図者手数料(1か月369円、注3)	0 円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	145,029 円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	5,854,971 円
---------------	-------------

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)
(ご参考:負担手数料合計額(⑨)との比較)
◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による税金の負担軽減効果(概算) (C欄×⑩×左記税率)
195万円未満	15 %	900,000 円
195万円以上	20 %	1,200,000 円
330万円以上	30 %	1,800,000 円
695万円以上	33 %	1,980,000 円
900万円以上	43 %	2,580,000 円
1,800万円以上	50 %	3,000,000 円
4,000万円以上	55 %	3,300,000 円

(注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。
(注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)
その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。
(注3)⑧の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図者手数料です。
受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図者手数料は含まれておりません。
(注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。
また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性があるにご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

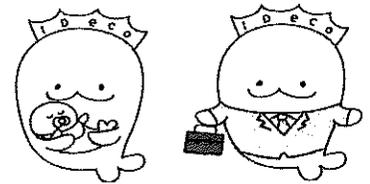
- *1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用原本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。) また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- *2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>(※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高齢任意加入被保険者も対象)</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

- *3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- *4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- *5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- *6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項
実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



様

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



作成日 2026年 2月 9日

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄:加入予定年月	2026	年	2	月
B欄:お客様の誕生日	1986	年	2	月
C欄:毎月の掛金拠出額	10,000			
D欄:お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
		退職予定年齢	65歳	

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄:受給開始希望年齢(注1)	65	歳
-----------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	40歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2051年1月
③拠出月数	300 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	3,000,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829	円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	142,200	円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	145,029	円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0	円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	145,029	円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	2,854,971	円
---------------	-----------	---

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考:負担手数料合計額(⑨)との比較)

◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (G欄×③×左記税率)
195万円未満	15 %	450,000 円
195万円以上	20 %	600,000 円
330万円以上	30 %	900,000 円
695万円以上	33 %	990,000 円
900万円以上	43 %	1,290,000 円
1,800万円以上	50 %	1,500,000 円
4,000万円以上	55 %	1,650,000 円

(注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。

(注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)

その結果、④拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。

(注3)⑧欄の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。

受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。

(注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。

また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、

「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性があるのご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

- * 1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用元本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。)また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- * 2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高齢任意加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

- * 3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- * 4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- * 5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- * 6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



作成日 2026年 2月 9日

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



様

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄: 加入予定年月	2026	年	2	月
B欄: お客様の誕生年月	1996	年	2	月
C欄: 毎月の掛金拠出額	20,000			
D欄: お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄: 受給開始希望年齢(注1)	65	歳
------------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	30歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2061年1月
③拠出月数	420 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	8,400,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829 円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	199,080 円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	201,909 円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0 円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	201,909 円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	8,198,091 円
---------------	-------------

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考: 負担手数料合計額(⑨)との比較)
◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (D欄×⑩×左記税率)	
195万円未満	15 %	1,260,000 円	
195万円以上	330万円未満	20 %	1,680,000 円
330万円以上	695万円未満	30 %	2,520,000 円
695万円以上	900万円未満	33 %	2,772,000 円
900万円以上	1,800万円未満	43 %	3,612,000 円
1,800万円以上	4,000万円未満	50 %	4,200,000 円
4,000万円以上	55 %	4,620,000 円	

- (注1) 受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。
- (注2) 1日ご誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため) その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。
- (注3) ⑧の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。
- (注4) 税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性があるのご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

- *1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用原本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。) また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- *2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

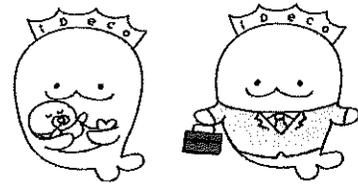
第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高齢任意加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

- *3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- *4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- *5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- *6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



様

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



作成日 2026年 2月 9日

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄: 加入予定年月	2026	年	2	月
B欄: お客様の誕生年月	1996	年	2	月
C欄: 毎月の掛金拠出額	10,000			
D欄: お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
		退職予定年齢	65歳	

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄: 受給開始希望年齢(注1)	65	歳
------------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	30歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2061年1月
③拠出月数	420 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	4,200,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829 円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	199,080 円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	201,909 円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0 円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	201,909 円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	3,998,091 円
---------------	-------------

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考: 負担手数料合計額(⑨)との比較)

◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (C欄×③×左記税率)
195万円未満	15 %	630,000 円
195万円以上 330万円未満	20 %	840,000 円
330万円以上 695万円未満	30 %	1,260,000 円
695万円以上 900万円未満	33 %	1,386,000 円
900万円以上 1,800万円未満	43 %	1,806,000 円
1,800万円以上 4,000万円未満	50 %	2,100,000 円
4,000万円以上	55 %	2,310,000 円

(注1) 受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。

(注2) 1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)

その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれ表示より1か月分少なくなります。

(注3) ⑧の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。

受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。

(注4) 税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。

また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、

「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性がある場合がございます。

<試算シート利用上の注意点>

* 1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が
変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用原本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。
(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。)
また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。

* 2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、
iDeCoの若齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の名義基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高齢任意加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

* 3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。
加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。

* 4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。
また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。
(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)

* 5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果を得られない場合には、
受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。

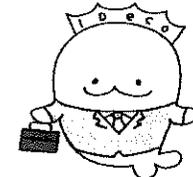
* 6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。
また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認
のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

埼玉県信用金庫 ふじみ野支店



作成日 2026年 2月 9日

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



様

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄:加入予定年月	2026	年	2	月
B欄:お客様の誕生日	2006	年	2	月
C欄:毎月の掛金拠出額	20,000			
D欄:お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄:受給開始希望年齢(注1)	65	歳
-----------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	20歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2071年1月
③拠出月数	540 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	10,800,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829	円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	255,960	円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	258,789	円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0	円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	258,789	円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	10,541,211	円
---------------	------------	---

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)
(ご参考:負担手数料合計額(⑨)との比較)
◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (D欄×⑩×左記税率)
195万円未満	15%	1,620,000 円
195万円以上 330万円未満	20%	2,160,000 円
330万円以上 695万円未満	30%	3,240,000 円
695万円以上 900万円未満	33%	3,564,000 円
900万円以上 1,800万円未満	43%	4,644,000 円
1,800万円以上 4,000万円未満	50%	5,400,000 円
4,000万円以上	55%	5,940,000 円

- (注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。
- (注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。
- (注3)⑧の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。
- (注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性があるのご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

- *1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用元本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。)また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- *2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

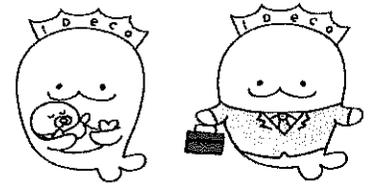
第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金高齢任意加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

- *3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- *4. 60歳時点で通算加入者等期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- *5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実質負担額を下回る場合がありますので、ご注意ください。
- *6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店



様

【ご参考】しんきんiDeCo ご加入用試算シート



作成日 2026年 2月 9日

下表のA欄からE欄の条件で試算をすると、「掛金拠出合計額」、「負担手数料合計額」、「運用元本合計額」、「所得控除による税金の負担軽減効果」等は以下のとおりとなります。

A欄:加入予定年月	2026	年	2	月
B欄:お客様の誕生日	2006	年	2	月
C欄:毎月の掛金拠出額	10,000			
D欄:お客様の被保険者区分	国民年金第2号被保険者			
	退職予定年齢	65歳		

様は60歳の誕生日以降から受給開始の請求が可能です。

※75歳の誕生日までに受給開始の請求がない場合は、強制的に受給開始の手続きが開始されます。

E欄:受給開始希望年齢(注1)	65	歳
-----------------	----	---

①お客様の加入時の年齢	20歳0か月
②最終拠出年月(注2)	2071年1月
③拠出月数	540 か月
④掛金拠出合計額(C欄×③)	5,400,000 円

⑤加入時手数料(初回のみ)	2,829	円
⑥管理手数料(1か月474円×③)	255,960	円
⑦拠出期間中の管理手数料合計(⑤+⑥)	258,789	円
⑧運用指図書手数料(1か月369円、注3)	0	円
⑨負担手数料合計額(⑦+⑧)	258,789	円

⑩運用元本合計額(④-⑨)	5,141,211	円
---------------	-----------	---

運用元本には、運用成果は含まれていません。また、運用商品には運用元本を割り込む可能性のある商品もあります。

⑪所得控除による税金の負担軽減効果(概算、累計・合算税率ベース)(注4)

(ご参考:負担手数料合計額(⑨)との比較)

◇ご注意◇課税所得または掛金の拠出がない場合、税金の負担軽減効果は生じません。

課税所得金額	所得税率 + 住民税率	所得控除による 税金の負担軽減効果(概算) (C欄×③×左記税率)	
195万円未満	15 %	810,000 円	
195万円以上	330万円未満	20 %	1,080,000 円
330万円以上	695万円未満	30 %	1,620,000 円
695万円以上	900万円未満	33 %	1,782,000 円
900万円以上	1,800万円未満	43 %	2,322,000 円
1,800万円以上	4,000万円未満	50 %	2,700,000 円
4,000万円以上	55 %	2,970,000 円	

(注1)受給開始後は、掛金の拠出ができなくなります。

(注2)1日が誕生日のお客様の加入月数は②の1か月前になります。(前月末日が加入資格喪失日となるため)

その結果、③拠出月数、④掛金拠出合計額、⑥管理手数料等は、それぞれの表示より1か月分少なくなります。

(注3)⑧欄の金額は、最終拠出年月以降受給開始希望年月までの運用指図書手数料です。

受取開始日から実際の受取完了日までの運用指図書手数料は含まれておりません。

(注4)税率は2024年4月1日現在の法令によるものとなります。ただし、復興特別所得税は考慮しておりません。

また、住民税は一律10%で算出しており、均等割は考慮しておりません。なお、課税所得金額の変動により、

「所得控除による税金の負担軽減効果」が変動する可能性があるためご注意ください。

<試算シート利用上の注意点>

- *1. 本シートは、2024年12月1日時点での個人型確定拠出年金の制度をもとに、掛金拠出・手数料・税制等が変わらないものと仮定し、「手数料」や「運用原本」等の概算金額を試算する目的で作成したものです。(シート中の数字には「運用成果」は含まれておりません。「運用成果」は別枠でお考えください。)また、仮定による試算ですので将来の金額等を保証するものではありません。
- *2. 個人型確定拠出年金の加入資格は以下のとおりです。なお、公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、65歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者) <small>※公的年金の老齢基礎年金の支給資格を満たしていない方、65歳以上70歳未満の厚生年金基金新加入被保険者も対象</small>
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など(国民年金の第3号被保険者)
任意加入被保険者	日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方および外国に居住している20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入した方(国民年金の任意加入被保険者)

- *3. 個人型確定拠出年金では、原則として60歳以降に受取開始が可能で、途中での引出し、脱退はできません。加入してから受取りが完了するまでの間、所定の手数料が掛金や資産から差し引かれます。
- *4. 60歳時点で通算加入者期間が10年(120か月)に満たない場合、段階的に受取りを開始できる年齢が引き下がります。また、60歳以降に新規加入した場合、加入日から5年を経過した日から受取りの開始が可能です。(ただし、受取りが完了するまで運用は続けられます。)
- *5. 加入期間が短い、掛金の額が少ない、所得が減少した等の理由により、所得控除の効果が得られない場合には、受取金額が掛金合計額あるいは実負担額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- *6. 所得控除の効果は、掛金に対して発生し、掛金の拠出がない場合には発生しません。また、その効果は、個人型確定拠出年金の制度外で発生します。

◎ご留意いただきたい事項

実際のご加入等に際しましては、事前に、しんきんiDeCoに関する資料等を十分にご確認のうえ、当該ご加入等につきましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
埼玉縣信用金庫 ふじみ野支店

